

日本版スチュワードシップ・コードの遂行状況に対する自己評価

2020年9月29日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

【自己評価】

三井住友 DS アセットマネジメント（以下「当社」）はお客さま・受益者の皆さまの利益となる中長期の投資リターン向上のため、投資先企業等の価値向上を促すスチュワードシップ活動と、投資先企業等の非財務・中長期要因の分析・評価と、運用プロセスへの組み込みなどの、ESG 投資に積極的に取り組んでいます。

2019年4月-2020年3月のスチュワードシップ活動の実施状況について、「日本版スチュワードシップ・コード【原則7】指針7-4」に則って、自己評価として公表いたします。なお、この自己評価は、スチュワードシップ活動のモニタリングを行う社内組織（実務担当者等で構成されるスチュワードシップ会議/ESG 会議）での検討、責任投資委員会（取締役会の委嘱を受け、社外取締役、責任投資オフィサー、コンプライアンス部担当役員より構成）の検討・審議を経て、取締役会決議により決定したものです。

全体としては、2019年4月の経営統合により、旧2社の長所を組み合わせた制度設計、人員増強により、スチュワードシップ責任を適切に果たす体制の整備は進んでおり、今後実践を通じて更なる強化を図るべきと認識しています。

2019年度に行った主な取組み等は以下のとおりです。

1. 旧2社が合併し2019年4月に発足した新会社として、改めてフィデューシャリー・デューティー宣言の具体策として「アクションプラン2019」とその成果指標（KPI）を策定し、公表しました。（2019年6月）
2. 議決権行使については、保有企業全議案に対し、議決権行使ガイドライン、もしくは必要に応じて当社から独立した外部の議決権行使助言会社判断等に従った行使を実施した他、議決権行使結果の個別開示を引き続き実施しました。（議決権行使は各月、個別開示は2019年5月・8月・11月・2020年2月）
3. 日本版スチュワードシップ・コードの遂行状況に対する自己評価（2018年度）を公表しました。（2019年8月）
4. 他の機関投資家との協働エンゲージメントを継続しました。（2019年度中）
5. 「ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ」、「30% Club Investor Group」、「Task Force on Climate-related Financial Disclosures（TCFD）およびTCFDコンソーシアム」、「Climate Action 100+」のイニシアチブに新たに署名もしくは参加を行いました。（2019年度中）

以下に、日本版スチュワードシップ・コード各原則および各指針の遂行状況に関する2019年度の実績をご報告いたします。

【2019年度の実績】

原則1：スチュワードシップ責任を果たすための方針

- ・2019年4月の旧2社の経営統合に合わせ「日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて」（以下「受入れ表明」）を策定し、新会社のスチュワードシップ責任を果たすための方針を公表しました。（⇒指針1-1、1-2）
- ・なお、2020年3月改訂「日本版スチュワードシップ・コード」に対応し、2020年6月に当社の受入れ表明を改定しています。（⇒指針1-1、1-2）

- ・また、この受入れ表明において、当社は自ら運用するすべての資産においてサステナビリティに関する評価・分析を運用プロセスに組み込む方針を表明しました。(⇒指針 1-1、1-2)

原則 2 : スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反に関する方針

- ・受入れ表明において、当社の利益相反の主な類型に対する管理方針を公表しました。(⇒指針 2-1、2-2)
- ・受入れ表明に記載の通り、独立性を満たす社外取締役 3 名を中心に構成する責任投資委員会に対し四半期毎に議決権行使における利益相反管理状況、スチュワードシップ活動状況報告を実施しています。(⇒指針 2-3)
- ・当社と密接な関係を有する企業および関連当事者等への議決権行使においては、当社から独立した外部の議決権行使助言会社判断等に従った行使を必要に応じて実施、その状況を責任投資委員会にて確認しています。(⇒指針 2-1、2-2、2-3)
- ・責任投資委員会における議論を取締役に報告し、経営陣はかかる課題に関する取り組みの強化に努めています。(⇒指針 2-3、2-4)
- ・利益相反への適切な対応、および議決権行使の可視性を一段と高める目的で、議決権行使結果の個別開示を引き続き実施しました(なお、2020 年 4 月-2020 年 6 月期の行使分に関しては、賛否を問わず判断理由の開示も行います)。(⇒指針 2-1、2-2、2-4)

原則 3 : 企業の状況の的確な把握

- ・新会社発足を背景に、アナリストおよびファンドマネージャーによる中長期の経営課題に関する、投資先企業等との対話を通じた状況の把握を強化しており、対話件数は着実に増加しました。当社単独で実施した中長期の経営課題を含む対話件数は 1,270 件となり、相手先が執行役員以上の経営陣となった対話が全体の約 8 割となりました。テーマ別の内訳は以下のとおりです。(⇒指針 3-1、3-2、3-3)
 - ① ESG を含む経営戦略 : 982 件
 - ② 議決権行使への意見表明 : 273 件
 - ③ 資本政策/株主還元強化 : 8 件
 - ④ 情報開示強化 : 7 件
- ・当社は企業調査担当アナリストが、財務要素に加え、中長期カリスト、マネジメント、株主もしくは投資主還元姿勢を含む ESG 評価を継続的に実施しました(2020 年 3 月末 700 社以上)。(⇒指針 3-2、3-3)
- ・当社は「国連の責任投資原則 (PRI)」の 2020 年評価レポートにおいて、総合評価(戦略とガバナンス)で最高位の「A+」を引き続き取得した他、以下のように株式におけるスチュワードシップ責任を果たすための取組みについて、高評価を獲得しています。

PRI評価

		当社		平均 (PRI署名者の中央値)	
		2019	2020	2019	2020
戦略とガバナンス（総合評価）	Strategy and Governance	A+	A+	A	A
上場株式会社における責任投資の統合状況	Listed Equity - Incorporation	A+	A+	B	A
上場株式会社におけるアクティブ・オーナーシップ	Listed Equity - Active Ownership	A+	A+	B	B
単独エンゲージメント	Individual Engagement	A+	A+	-	-
協働エンゲージメント	Collaborative Engagement	A+	A+	-	-
議決権行使	Proxy Voting	A+	A+	-	-

原則 4：建設的な「目的を持った対話」を通じた投資先企業等との認識共有、問題解決への働きかけ（エンゲージメント）

- ・実効性のある取締役会運営による経営監督機能の強化→経営力の強化→資本効率の持続的改善→投資先企業等の価値向上と、サステナビリティにかかわる対応の充実、を投資先企業等に働きかける取り組みに努めました。（⇒指針 4-1、4-2、4-3）
- ・低資本効率、経営力不足、不祥事等の要因により問題がある投資先企業等に対しては、株主・投資主総会における適切な議決権行使を行うとともに、行使判断理由を必要に応じて投資先企業等へのフィードバックを行うなど、問題解決に向けた対話に努めました。（⇒指針 4-1、4-2、4-3）
- ・なお、新型コロナウイルス（COVID-19）発生後は、事業継続を最優先とするとともに、経営者自らが実態把握に努めて現状および今後の経営方針等について丁寧な説明を行うことを求めました。（⇒指針 4-3）
- ・気候変動や政策保有株式の縮減など、多くの投資先企業等に共通する課題に関しては、他の機関投資家と協働で企業と対話を行う、協働エンゲージメントを引き続き行いました。（⇒指針 4-4、7-3）
- ・引き続き、未公表の重要事実等を受領することを極力回避し、インサイダー情報等に基づく不適切な投資判断・取引を行わないことを表明しました。（⇒指針 4-5）

原則 5：議決権行使方針、行使結果の公表

- ・当社の議決権行使ガイドラインをホームページ上で公表するとともに、投資先企業等との様々な対話を反映して、実態を踏まえることで、価値向上を促す視点で賛否を判断しました。また、利益相反管理方針に則り、利益相反懸念がある場合は、必要に応じて当社から独立した外部の議決権行使助言会社判断等に従った行使を実施しました。（⇒指針 5-1、5-2）
- ・議決権行使結果は四半期毎に個別開示を行いました。（⇒指針 5-3）
- ・なお、2020年4-6月総会以降の開示において、賛否を問わず判断理由を表示することとしました。（⇒指針 5-3）
- ・当社は議決権行使および投資先企業等との対話を通じて、価値向上に引き続き強くコミットしてまいります。

原則 6：スチュワードシップ活動への取組み状況の報告に関する方針

- ・投資一任契約のお客さまの求めに応じ、適宜、スチュワードシップ活動に関する報告を行うとともに、お客さま・最終受益者の皆さまに対して、2019年4月-2020年3月のエンゲージメント活動実績をホームページ上で公表しました。（⇒指針 6-1）

- ・当社の責任投資の取組みをさらに分かりやすくお示すべく、お客様のニーズに応じて様々なマテリアルを準備しました。(⇒指針 6-3)
- ・「ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ」に参画し、汎用報告フォーマットである「スマート・フォーマット」に基づく報告を投資一任契約のお客さまにご提供しました。(⇒指針 6-3)
- ・グローバルな ESG データベースの整備を実施し、投資先企業等の中長期視点に立った非財務情報の分析力強化に努めました。(⇒指針 6-4、7-1)
- ・ベストプラクティスなど有益な情報共有や記録の強化を主目的に、株式以外の資産もカバーするエンゲージメントのデータベース構築に着手しました。(⇒指針 6-4、7-1)

原則 7 : スチュワードシップ責任を果たすための実力維持および向上に関する方針

- ・新会社発足を機に、十分な独立性を有し高い監督機能を備えた社外取締役 3 名を含む、様々な経歴、スキルを持った多様性のある取締役会を構成した他、スチュワードシップ活動の専門部署である責任投資推進室の人員増強・機能強化、企業調査第一部・第二部設置によるアナリスト人員増強などを行い、組織体制を一段と強化しました。(⇒指針 7-1、7-2)
- ・スチュワードシップ会議/ESG 会議を 12 回(月次)、責任投資委員会を 4 回開催し、利益相反管理の適切な実施の他、スチュワードシップ活動についての振り返り、課題の発見・検証を通じて、活動内容の一段の改善を図りました。(⇒指針 7-1、7-2)
- ・グローバルな ESG データベースの整備を実施し、投資先企業等の中長期視点に立った非財務情報の分析力強化に努めました。(⇒指針 6-4、7-1)
- ・ベストプラクティスなど有益な情報共有や記録の強化を主目的に、株式以外の資産もカバーするエンゲージメントのデータベース構築に着手しました。(⇒指針 6-4、7-1)
- ・気候変動や政策保有株式の縮減など、多くの投資先企業等に共通する課題に関しては、他の機関投資家と協働で企業と対話を行う、協働エンゲージメントを引き続き行いました。(⇒指針 4-4、7-3)
- ・日本版スチュワードシップ・コードの遂行状況に対する自己評価(2018 年度)を公表しました。(⇒指針 7-4)

【今後の方針】

原則 1 : スチュワードシップ責任を果たすための方針

投資先企業等の中長期キャッシュフロー増大、株主もしくは投資主の価値の持続的向上に向けた取組みを強化に努めます。

原則 2 : スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反に関する方針

責任投資委員会で利益相反懸念に関するモニタリングを行い、一段の体制強化に努めます。

原則 3 : 企業の状況把握に関する方針

ESG ファクターを含む中長期 非財務情報に関する分析評価能力の一段の向上に努めます。

原則 4 : エンゲージメントに関する方針

当社単独のエンゲージメントを一段と強化する他、参画している一般社団法人「機関投資家協働対話フォーラム」や「Climate Action 100+」プログラムを通じて、協働エンゲージメントの枠組みも適宜活用に努めます。

原則 5 : 議決権行使、行使結果の公表に関する方針

プリンシプル・ベースの議決権行使判断プロセスを採用しており、投資先企業等との対話を踏まえ、行使対象の現状の取組みと今後の変化の見通しに着目した行使判断に努めます。

原則 6 : スチュワードシップ責任への取組み状況の報告に関する方針

様々なアセットオーナーの意向を踏まえつつ、効率的で効果的な報告に努めます。

原則 7 : スチュワードシップ責任を果たすための実力維持および向上に関する方針

利益相反管理体制、投資先企業等に対するエンゲージメント能力を一段と強化するとともに、旧 2 社の長年の知見とノウハウをより活かしながら、実力の維持向上に努めます。

原則 8 : 機関投資家向けサービス提供者に関する方針

利益相反管理を目的に活用している議決権行使助言会社がスチュワードシップ責任を適切に果たすよう促すことに努めます。

-以上-

日本版スチュワードシップ・コード（2017年5月改訂）の遂行状況に対する自己評価（各指針への対応サマリー。詳細および今後の方針は本文参照）

原則	指針	当社対応
1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	1-1 機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンを拡大を図るべきである。	○
	1-2 機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へ向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	○
	1-3 アセットオーナーは、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らスチュワードシップ活動に取り組みべきである。また、自ら直接的に議決権行使を含むスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めるべきである。	
	1-4 アセットオーナーは、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を運用機関に対して明確に示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中での自らの置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証し単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。	
	1-5 アセットオーナーは、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリングに際しては、運用機関と投資先企業との間の対話の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と投資先企業との面談回数、面談時間等の形式的な確認に終始すべきではない。	
2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	2-1 機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。	○
	2-2 機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように実効的に管理するのかが明確な方針を策定し、これを公表すべきである。特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。	○
	2-3 運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備すべきである。	○
	2-4 運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。	○
3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	3-1 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。	○
	3-2 機関投資家は、こうした投資先企業の状況を的確に把握し続けるべきであり、また、実効的な把握ができていないかについて適切に確認すべきである。	○
	3-3 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連するものを含む）及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。	○
4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	4-1 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有を図るべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	○
	4-2 バッジ運用は、投資先企業の株式を売却する選択が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、バッジ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。	○
	4-3 以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである。	○
	4-4 機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと（集团的エンゲージメント）が有益な場合もあり得る。	○
	4-5 一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえに策定された東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである。	○
5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	5-1 機関投資家は、すべての保有株式について議決権行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。	○
	5-2 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	○
	5-3 機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。	○
	5-4 機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況すべくである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても公表すべきである。	○
	5-5 議決権行使助言会社は、企業の状況を的確に把握するために十分な経営資源を投入し、また、本コードの各原則（指針を含む）が自らに当てはまることに留意して、適切にサービスを提供すべきである。また、議決権行使助言会社は、業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関し、自らの取組みを公表すべきである。	
6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	6-1 運用機関は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである。	○
	6-2 アセットオーナーは、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである。	
	6-3 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである。	○
	6-4 なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。	○
7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	7-1 機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を行うための実力を備えていることが重要である。そのため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。	○
	7-2 特に、機関投資家の経営陣はスチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実にスチュワードシップ活動の実行とそのための組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。	○
	7-3 対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。	○
	7-4 機関投資家は、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を適宜の時期に省みることにより、本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのスチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、結果を公表すべきである。	○